
年末年始の休日加算と夜間・休日等加算について

【休日加算と夜間・休日等加算】

- ・ 『休日加算』は日曜日、祝日、12月29日～1月3日(薬局の通常営業日は除く)に開局し、「客観的に休日における救急医療の確保のために調剤を行っている」と認められる」場合にのみ休日加算を算定可能です。
- ・ 『夜間・休日等加算』は日曜日、祝日、12月29日～1月3日に薬局を開局した場合。平日の午後7時から午前8時まで、土曜日の午後1時以降に開局している場合も算定可能です。

【休日加算の判断目安】

<算定可能>

- ・ 輪番制による休日当番
- ・ 当該休日(休業日)に急病等やむを得ない理由により調剤した場合
- ・ 当該休日(通常営業日)の開局時間以外の時間(深夜を除く)に、急病等やむを得ない理由により調剤をした場合

<算定不可>

- ・ 輪番制の休日当番ではないが、自主的に休日開局した場合

<地域差があるので一概には判断できないケース>

- ・ 門前の医療機関に依頼されて休日開局した場合

※地域差がある為、薬剤師会又は請求先にお問い合わせ下さい。

引用元 URL

<https://www.chouzai-pharmacy.com/entry/kyuujitu-kasan-dotti>